

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十月十一日奈良県指令建第一〇八一四九号

令和四年三月九日奈良県指令建第一〇八一四九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年三月二十二日建第九九二五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡三郷町勢野北五丁目一〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県紀の川市古和田二四〇

社会福祉法人檸檬会 理事長 前田効多郎